

【条例改正の内容】

令和3年度介護報酬改定の概要としましては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、「①感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「②地域包括ケアシステムの推進」、「③自立支援・重度化防止の取組の推進」、「④介護人材の確保・介護現場の革新」、「⑤制度の安定性・持続可能性の確保」を図るものとなっております。

この介護報酬の改定に併せて、国の基準省令が改正されたことから、これに基づき、対応する指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準の条例を改正するものであります。

条例の主な改正内容としましては、下記のとおりであります。（No.〇は、次ページ以降の番号に対応しています。）

- ①感染症や災害への対応力強化に関する事項
 - ・感染症対策の強化（No. 17）
 - ・業務継続に向けた取組の強化（No. 18）
- ②地域包括ケアシステムの推進に関する事項
 - ・無資格者への認知症介護基礎研修の受講の義務付け（No. 5）
 - ・サテライト型認知症対応型共同生活介護の創設（No. 8）
- ③自立支援・重度化防止の取組の推進に関する事項
 - ・口腔衛生管理の強化（No. 13）
 - ・栄養ケア・マネジメントの充実（No. 14）
- ④介護人材の確保・介護現場の革新に関する事項
 - ・人員配置基準の見直し、緩和等（No. 1・3・6・9・11・12）
- ⑤制度の安定性・持続可能性の確保に関する事項
 - ・生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応
（〔参考〕居宅介護支援の内容）

詳細な改正内容につきましては、次ページ以降をご確認願います。

- 1 オペレーターの配置基準等の緩和（夜間対応型訪問介護）
 - ・ オペレーターについて、併設施設等（※）の職員と兼務すること及び随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務することを可能とする。
 - ※ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
 - ・ 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託することを可能とする。
 - ・ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を集約化することを可能とする。
- 2 サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保（夜間対応型訪問介護）
 - ・ 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。
- 3 管理者の配置基準の緩和（（介護予防）認知症対応型通所介護）
 - ・ 共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。
- 4 地域と連携した災害への対応の強化（地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）
 - ・ 非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている事業者を対象に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。
- 5 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
 - ・ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。（3年の経過措置期間あり。）
- 6 人員配置基準の見直し（（介護予防）小規模多機能型居宅介護）
 - ・ 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

- 7 過疎地域等におけるサービス提供の確保（（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）
 - ・ 過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。
- 8 地域の特性に応じたサービスの確保（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）
 - ・ ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところを、「1以上3以下」とする。
 - ・ サテライト型事業所の基準を創設し、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することを可能とする。
- 9 夜勤職員体制の見直し（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）
 - ・ 1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている夜間・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。
- 10 外部評価に係る運営推進会議の活用（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）
 - ・ 自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価（北海道が指定する外部評価機関によるサービスの評価）による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。
- 11 計画作成担当者の配置基準の緩和（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）
 - ・ 介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。
- 12 人員配置基準の見直し（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことを可能とする。
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型の場合。）において、本体施設が介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設である場合に、本体施設の生活相談員により当該地域密着型介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。
 - ・ 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、

介護・看護職員の兼務を可能とする。

- 13 口腔衛生管理の強化（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
 - ・ 口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。（3年の経過措置期間あり。）
- 14 栄養ケア・マネジメントの充実（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
 - ・ 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける。（栄養士又は管理栄養士の配置を求める。）
 - ・ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。（3年の経過措置期間あり。）
- 15 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
 - ・ 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。
 - ・ ユニット型個室的多床室について、新たに設置することを禁止する。
- 16 リスクマネジメントの強化（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
 - ・ 事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付ける。（6月の経過措置期間あり。）
- 17 感染症対策の強化（全サービス）
 - ・ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施を義務付ける。（3年の経過措置期間あり。）
 - ※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。
- 18 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）
 - ・ 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。（3年の経過措置期間あり。）
- 19 ハラスメント対策の強化（全サービス）
 - ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める。
- 20 会議や他職種連携におけるICTの活用（全サービス）
 - ・ 運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、以下の見直しを行う。
 - ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テ

テレビ電話等を活用しての実施を認める。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

21 利用者への説明・同意等に係る見直し（全サービス）

- ・ ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。

22 記録の保存等に係る見直し（全サービス）

- ・ 諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。

23 運営規程等の掲示に係る見直し（全サービス）

- ・ 運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

24 高齢者虐待防止の推進（全サービス）

- ・ 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。（3年の経過措置期間あり。）

25 CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進（全サービス）

- ・ 国が管理するCHASE（高齢者の状態、ケアの内容等データ）・VISIT（リハビリデータ）を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。